

SUKUMO CITY.

宿毛市

広報すくも 2018.8



一日も早い復興へ向けて～頑張ろう宿毛～

7月8日 早朝 宿毛市和田

平成30年7月豪雨

平成30年7月豪雨で被災された皆様に心よりお見舞申し上げます。

7月8日の記録的な豪雨は、市内各所において土砂崩れや床上・床下浸水により600棟を越える建物被害を引き起こし、道路、橋梁等のインフラ、本市の基幹産業である農林水産業等にも大きな被害をもたらしました。甚大な被害にも関わらず、人的被害の少なかったことが唯一の救いでもあります。

このような中、多くの皆様に宿毛市を支えていただきました。災害発生直後から最前線に立って活動いただいた消防団、警察、自衛隊の皆様、国、県、他市町村や各種団体の皆様には人的、物的の両面からの支援をいただきました。さらには、市内外から駆けつけて、浸水した建物の片付けや土砂の取り除きに携わっていただいたボランティアの方々、そして多くの市民の皆様のご協力により、宿毛市は復旧に向けて進んでおります。ご支援いただきましたすべての皆様方に心より御礼申し上げます。

本市では、被災された皆様の助けとなる様々な支援事業等を実施することといたしました。皆様にご利用いただけますよう、この広報にて事業内容を掲載しておりますのでご覧ください。

引き続き宿毛市職員一同、市民の皆様と共に一日も早い復旧・復興に向けて全力で取り組んで参ります。

宿毛市長 中平富宏



片島方面 高知県立宿毛高等学校生のボランティア



宇須々木方面



二ノ宮方面



野地方面

このたびの「平成30年7月豪雨」により、市内各地で家屋の全壊・半壊・損傷、道路や河川の崩壊、農作物の被害など、広範囲にわたり甚大な被害が出ています。

7ページまで「平成30年7月豪雨」関連の行政情報・支援情報を掲載しています。各種申請・相談にご活用ください。
※「平成30年7月豪雨」関連の行政情報・支援情報の掲載内容は7月23日時点の情報ですので、変更になる場合があります。最新情報はお問い合わせください。

1 被災証明書・罹災(りさい)証明書の発行 (手数料無料)

被災証明書

被災した事実の証明 **主な使用目的** 保険手続き、融資請求など **持参物** 認め印、被災状況の分かる写真
問 危機管理課 ☎ 63-0951

罹災証明書

住家等の被災の程度の証明 **主な使用目的** NHK受信料の免除など **持参物** 本人確認書類、代理人の場合は委任状
問 税務課 ☎ 63-1203

2 住宅支援 (家賃無償)

地域振興住宅への入居

自宅が損壊を受けた方、立ち入り禁止区域に自宅のある方、孤立集落内に自宅のある方など、自宅への帰宅が困難な方は、西町地域振興住宅に一定期間入居できます。

- 建物名** 西町地域振興住宅
- 場所** 西町4丁目2番20号
- 間取り** 3DK(4帖半、6帖×2)
- 構造** 鉄筋コンクリート造5階建て(エレベーター無)
- 受付場所** 都市建設課

問 都市建設課建築住宅係 ☎ 63-1120



高知県所有公営住宅等への入居

被災された方を受け入れるための、高知県が所有する公営住宅等の情報が、高知県のホームページに掲載されています。詳しいことや申請をされたい方はお問い合わせください。

対象物件 ●高知県営住宅(平田町) ●高知県教職員住宅(与市明・山奈町山田) ●高知県職住宅(貝塚)など
詳しくは高知県ホームページ「平成30年7月豪雨被災者に係る公営住宅等の空き室情報及び使用手続(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171901/2018071200128.html>)」
問 都市建設課建築住宅係 ☎ 63-1120

3 農業

平成30年度経営所得安定対策等交付金

交付金を受けられている方で、「営農計画書兼水稻共済細目書異動申告票」について、提出時の内容から変更がある場合はご連絡ください。

災害により被害を受けた場合は、被害状況の分かる写真を撮っておいてください。理由書の添付資料として被害状況が分かる写真の提出を求められる場合があります。また、変更があった方でご連絡がない場合は、交付金を受けることができなくなる場合がありますのでご注意ください。
問 産業振興課農業振興係 ☎ 63-1117

4 税金・保険料の減免など

市税等の納期限の延長

次に記載の市税等の納期限を延長します。(延長になるのは次に記載の分のみです)

税目	納期	延長前の納期限	延長後の納期限
固定資産税	第 2 期分	平成 30 年 7 月 31 日 (火)	平成 30 年 8 月 31 日 (金)
国民健康保険税 (※)	第 1 期分		
介護保険料 (※)			
後期高齢者医療保険料 (※)			

※普通徴収分の第 1 期納期限を延長

延長後の納期限について、被災状況等により個別に延長できる場合がありますので、ご相談ください。

市税等の減免

対象となる額 平成 30 年度分のうち、災害を受けた日以後の納期に係る額

減免割合 8 分の 1 ~ 全額 (被害状況等によって決定します)

対象

固定資産税/国民健康保険税/介護保険料/後期高齢者医療保険料：住宅等に被害を受けた場合に、減免できる場合があります。

市・県民税/国民健康保険税：住宅等または事業収入等の損害金額 (保険金等により補てんされる金額を除く) が 10 分の 3 以上の場合で、平成 29 年分の合計所得金額が 1,000 万円以下の方については減免できる場合があります。

申請方法 被害状況や損害金額などがわかるものと認め印をご持参ください。

※被災したことにより収入が著しく減少するなど、納付が困難となった場合も減免できる場合がありますので、ご相談ください。

申請期限 平成 30 年 8 月 24 日 (金) まで

国民年金保険料の減免

被災によって国民年金保険料の納付が困難であるときには、災害による特例免除を受けられる場合があります。

納付相談

その他、諸事情により納期限内に納めることができないなど、お困りの方はご相談ください。

●このページに関する問い合わせ一覧 (土・日・祝日を除く 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分)

固定資産税	税務課固定資産税係	☎ 63-1203
市・県民税	税務課住民税係	☎ 63-1204
国民健康保険税		
税金納付相談	税務課収税係	☎ 63-1115
後期高齢者医療保険料	市民課保険係	☎ 63-1112
介護保険料	長寿政策課介護保険係	☎ 63-9112
国民年金保険料	市民課年金係	☎ 63-1112
	幡多年金事務所	☎ 0880-34-1616

医療・介護サービスの一部負担金・利用料の猶予・免除

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の被保険者の方は、次の①～⑤のいずれかに該当する場合、医療機関・介護サービス事業所等の窓口でその旨をお伝えいただくと、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方 | ③主たる生計維持者の行方が不明である方 |
| ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 | ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した方 |
| | ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 |

※医療機関等や介護サービス事業所等の窓口でお伝えいただいた内容について、保険者が確認を行うことがあります。
※入院時・施設入所時等の食費・居住費等は免除になりません。
※県外の医療機関・介護サービス事業所でも、支払いは不要です。
※免除は、災害時に遡って適用になります。
※平成 30 年 10 月診療分・サービス分まで実施します。

問 国民健康保険・後期高齢者医療制度 市民課保険係 ☎ 63-1112
介護保険 長寿政策課 ☎ 63-9112
(土・日・祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分)

5 福祉・健康

保育料の減免

お住まいの家屋が床上浸水や半壊、全壊などの被害を受けた方の保育料を減免します。詳しくはお問い合わせください。

問 福祉事務所子育て支援室保育係 ☎ 63-1114

生活福祉資金貸付制度

緊急小口資金

災害によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し小口資金の貸付を行います。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ●貸付対象…被災世帯 | ●償還期間…据置期間経過後 2 年以内 |
| ●貸付額…10 万円以内（特別な場合は 20 万円以内） | ●貸付利子…無利子 |
| ●据置期間…貸付の日から 1 年以内 | ●連帯保証人…不要 |

問 (福) 宿毛市社会福祉協議会 ☎ 65-7665

災害援護資金

災害により被災された世帯主の方に対して、生活の立て直しに資するため、資金の貸付を行います。

- | | |
|--|-----------------------|
| ●貸付対象…世帯主の 1 カ月以上の負傷、家財の 3 分の 1 以上の損害、住居の全壊・半壊等（所得制限有） | ●償還期間…据置期間経過後 7 年以内 |
| ●貸付額…最高 350 万円（被害状況により上限額が変動） | ●償還方法…年賦または半年賦 |
| ●据置期間…貸付の日から 3 年以内 | ●貸付利子…年 3%（据置期間中は無利子） |
| | ●連帯保証人…必要（1 名） |

問 福祉事務所社会福祉係 ☎ 63-1114

児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の特例

被災した母子家庭および父子家庭ならびに寡婦の方に対して、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等の特例措置が適用される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問 福祉事務所子育て支援室子育て推進係 ☎ 63-1114

6 その他

特定非常災害特別措置法

平成 30 年 7 月豪雨による災害が特定非常災害に指定されることにより、次の措置が講じられます。

- 運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます。
- 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます。（処分や刑罰は受けません）
- 法人に係る破産手続開始の決定が留保されます。
- 相続放棄等の熟慮期間が延長されます。
- 民事調停の申立手数料が免除されます。

※具体的な有効期間等の詳細についてはお問い合わせください。

問 法テラス・サポートダイヤル ☎ 0570-078374 IP 電話からは ☎ 03-6745-5600
平日 9 時～ 21 時 土曜 9 時～ 17 時

はなちゃんバスの運行経路変更

土砂崩れ等の影響により藻津線と栄喜線の路線で運行経路を変更して運行しています。詳しい内容については宿毛市ホームページ(<http://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-05/2682.html>)をご覧ください。

該当路線 藻津線・栄喜線

問 企画課 ☎ 63-1118

災害被害を受けた写真、手紙などの相談窓口

写真や手紙、道具など、大切に保管してきたご家族の思い出が、浸水や土砂の被害で処置に苦慮する状態でしたら、ご相談ください。ご自宅に伺い、一旦引き取り、できる限り元の姿に戻したり、画像化など記録保存したり、様々な方法で大切な思い出を今後も残せるよう最善を尽くします。ただし、一度の受け入れ数には限りがあります。

受付方法 電話 ※一度ご連絡ください。

預り期間 1 週間～1 カ月程度 ※状態や件数によりお時間をいただく場合があります。

費用 無料 ※歴史館で無料でできる範囲の修復になります。それ以上を希望の場合は業者を紹介します。

対象物 家族写真・風景写真・手紙・古文書・美術工芸品・図書類・民具・古いふすま・標本・仏像・家屋や土蔵の解体時の家財道具など

問 宿毛歴史館 ☎ 63-5496（開館日の 8 時 30 分～ 17 時 15 分）

災害義援金口座の開設

宿毛市内で被災された方の支援のために義援金を募集しています。皆様のあたたかいご支援をお願いします。

受付期間 10 月 31 日（水）まで

口座振込

● 振込先：ゆうちょ銀行 ● 番号：00170-8-672994 ● 加入者名：宿毛市災害義援金(スクモシサイガイギエンキン)
※ゆうちょ銀行、郵便局窓口からの振り込みについては、手数料はかかりません。

現金書留による郵送

現金書留による義援金の郵送を希望される方は、現金封筒の表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載のうえ、お近くの郵便局の窓口からお送りください。（郵便料金は免除になります。）

● 送付先：〒 788-8686 宿毛市桜町 2 番 1 号 宿毛市会計課

持ちこみ

● 受付：市役所会計課

問 会計課 ☎ 63-1132

災害の爪痕

7月8日（日）未明に1時間に100mmを超える猛烈な雨が降り、市内各地で浸水被害やがけ崩れ、道路の通行止めが相次ぎました。

問 企画課 ☎ 63-1118

主な被害状況(7月23日現在)

- 人的被害：軽傷者1名
- 人家裏がけ崩れ：28件
- 農業用施設被害：21件
- 孤立集落：4地区 34世帯
- 普通河川被害：72件
- 林道被害：3路線
- 7月23日現在、1地区（還住藪）
- 浸水被害：603件
- 農業被害：32件
- 4世帯
- 市道被害：37路線
- 漁業被害：8件
- 住家等被害：15棟
- 農地被害：27件
- ※被害総額は調査中

市内外の皆様からあたたかいご支援をいただきました

(7月23日現在)

ボランティア活動者(活動に参加することを事前にご連絡いただいた団体です)

- 延人数：948名（個人：538名 / 団体：6団体 410名）
- ※高知県立宿毛高等学校：270名 / 宿毛市立宿毛中学校吹奏楽部：10名 / 高知県立高知東工業高等学校：9名 / (学) 明德義塾 明德義塾高等学校：49名 / (福) 高知西南福祉協会：40名 / 日本労働組合総連合会高知県連合会：32名

自衛隊・公共団体の支援

- 陸上自衛隊、国土交通省、高知県、須崎市、四万十市、佐川町、中土佐町、三原村、黒潮町、土佐清水市消防組合、幡多中央消防組合、高幡消防組合中土佐分署：作業・物資支援
- 大阪府泉佐野市：タオル1,000枚、ふるさと納税代理寄附受付
- 大分県佐伯市：ふるさと納税代理寄附受付

民間団体等の寄附・支援

- 株式会社でらゲー（本社 東京都渋谷区 代表取締役 家次 栄一 様）：1,000万円
 - 株式会社アクロスリング（本社 東京都板橋区 代表取締役 渡部 訓昌 様）：寄附金額非公表
 - 高知西南中核工業団地工場長会：10万円
 - 有限会社佐伯タオル：タオル500枚
 - 株式会社パスコ：衛星写真データ
- そのほか多くの個人・団体の皆様から支援のお声かけをいただきましたことに、心より感謝します。

ふるさと納税(災害支援を目的としていただいた寄附金)

- 寄附総数：988件
- 合計金額：810万1,833円(大分県佐伯市および大阪府泉佐野市による寄附受付分を含みます)

問 企画課 ☎ 63-1118

こころの疲れを見逃さないで！！

豪雨災害後、次のような症状はありませんか

- | | | |
|--|------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 強い恐怖、不安 | <input type="checkbox"/> イライラする | <input type="checkbox"/> 体全体がだるい、疲れやすい |
| <input type="checkbox"/> 感情がにぶくなる | <input type="checkbox"/> 物事に集中できない | <input type="checkbox"/> 頭痛、肩こり、食欲不振 |
| <input type="checkbox"/> 眠れない、夜中に目が覚める | <input type="checkbox"/> 飲酒や喫煙が増える | |

▼ こんなときは・・・

- 深呼吸や軽い運動などで気分転換をはかり、リラックスしましょう
- 規則正しい生活をしましょう
- 睡眠だけでなく、日中の休息の時間もしっかりととりましょう
- つらいことはひとりで抱え込まず、家族や友人などに話してみましょう

時間の経過とともに、次第に落ち着きを取り戻していきますが回復にかかる時間は人それぞれです。マイペースでゆっくり元気をとりもどしましょう。気になる症状が続く時は、お気軽にご相談ください。

問 健康推進課健康指導係 ☎ 63-1113

すくも 市議会だより

第92号

編集 議会だより編集委員会 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第二回定例会は、平成三十年六月十二日に開会し、十六日間の会期で六月二十七日に閉会しました。

市長から提出された議案は、専決議案二件、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める」人事議案一件、「平成三十年度一般会計補正予算」など予算議案二件、「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例」など条例議案八件、その他議案一件の合計十四議案で、審議の結果、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

議会開会日には、自衛隊誘致調査特別委員会の最終報告があり、賛成多数で承認されました。

十八日、十九日には市政に対する一般質問が行われ七人の議員が質問に立ちました。また、二十日には議案に対する質疑が行われました。

議会に提出された陳情は「日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出」が審議され、不採択となりました。

最終日には議員から「市長の専決処分事項の指定」の議案一件、「旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書」及び「自衛隊誘致の促進に関する決議」が提出され、審議の結果、原案どおり可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第四号）

今回の補正予算は、総額で四千四百四十一万八千円が増額補正され、累計で百十四億二千七百九万一千円となりました。

（歳出の主なもの）

○宿毛東団地住宅支援事業費補助金……………六百万円

第二回（六月）定例会日程

6月12日（火）	本会議	開会、議案上程
13日（水）	休会	議案等精査
14日（木）	休会	議案等精査
15日（金）	休会	議案等精査
16日（土）	休会	
17日（日）	休会	
18日（月）	本会議	一般質問
19日（火）	本会議	一般質問
20日（水）	本会議	議案質疑
21日（木）	休会	委員会審査
22日（金）	休会	委員会審査
23日（土）	休会	
24日（日）	休会	
25日（月）	休会	
26日（火）	休会	委員会審査
27日（水）	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

- 宅地分譲促進基金積立金……………六百万円
- コミュニティ助成事業助成金……………五百五十万円
- 林邸再生・活用事業……………二百三万五千円
- 消防団員退職等報償費……………二百八十万円
- オリンピック・パラリンピック教育推進事業……………三百四十七万九千円
- 学校給食事業特別会計繰出金……………八百九十四万一千円

条例

◎議案第六号「宿毛市コミュニティバス」の運行に関する条例の一部を改正する条例について

平成二十九年十月より本格運行している宿毛市コミュニティバスについて、運行経路の変更に伴い本条例の一部を改正するものです。

◎議案第八号「宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例」について

本年七月末完成予定の宿毛小学校屋内運動場の改築に伴い、当該屋内運動場の面積に変更が生じたので、九月一日からの一般開放に向け、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第九号「宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例」について

本年七月末完成予定の武道館の新築移転に伴い、住所変更等をする必要が生じたので、九月一日からの一般開放に向け、本条例の一部を改正するものです。

その他

◎議案第十三号「宿毛市宮改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について

手代岡小集落地区改良住宅団地の一棟目の建替えが本年六月末に完成することに伴い、住宅の名称及び家賃等を定める必要が生じたので、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第十五号「市長の専決処分事項の指定」について

地方自治法第一八〇条第一項の規定により、本年六月末完成予定の手代岡地区の更新住宅と宿毛市が管理している西町地域振興住宅の一部についても、公営住宅改良住宅と同様に専決処分事項として指定するものです。

陳情

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
第12号	日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出について	不採択

なお、委員長の審査報告は以下のとおりです。(抜粋)

委員からは「唯一の被爆国として率先して批准すべきである」との賛成意見の一方で「核兵器の廃絶には賛同するが、日本は日米安保によって平和

が維持されている。この条約の批准はこれまでの安全保障施策と矛盾してしまうというリスクを負っている」との反対意見も出され、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	専決処分した事件の承認について	承認
第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同意
第4号	平成三十年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決
第5号	平成三十年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算	原案可決
第6号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第7号	宿毛市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第8号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第9号	宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例	原案可決
第10号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第11号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第12号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第13号	宿毛市宮改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第14号	財産の処分について	原案可決
第15号	市長の専決処分事項の指定について	原案可決
意見書案	旧優生保護法による不好手術の被害者救済を求める意見書	原案可決
第一号	自衛隊隊致の促進に関する決議	原案可決
決議案		
第一号		

一

般

質

問

第二回（六月）定例会の一般質問は、十八日と十九日の二日間に七人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



松浦 英夫 議員

防災対策について

問 仙台高裁は、石巻市立大川小学校の問題で学校の防災対策等について不備があったとして原告に対して損害賠償の支払いを求める判決があった。この判決についてどのように受け止めているか。

答 想定浸水区域外の学校でも想定以上の想定を行なう必要性が求められている。今後も教育委員会とも連携を図り児童生徒の安全確保に向けて全力で取り組む。

問 市内の学校において「学校防災マニュアル」は策定されているか、併せて防災研修や訓練の状況について問う。

答 市内全ての学校で「学校防災マニュアル」は策定されている。これに基づき、地域と連携する等訓練を実施している。研修についても避難訓練とは別に各種の研修に参加する等防災意識の向上に努めている。

問 咸陽保育園と中央保育園以外にも津波の浸水域にある保育園がある。幼い園児の命を守る観点から今後の対策について問う。

答 残りの三園についても、公立、私立関係なく出来る限り早い段階での高台移転が望ましいと考えている。私立保育園の意向を聞きながら、宿毛市全体として、より安全で安心した保育園運営に向けて努力をしていく。

問 咸陽保育園について、これまで財政シミュレーションを検討した結果、高台移転を延期してきた経緯がある。財政シミュレーションはどのよう改善されたのか。

答 施設等整備基金や減災基金の積み増しを行ない安定的な財政運営を行っている。非常に厳しい財政状況ではあるが、今後の財政を圧迫しないような形で、緊急防災・減災事業債等有利な起債等を使いながら事業を進めたい。

総合運動公園等の芝の管理について

問 委託業者から提出される業務実績報告書を見ると、平成二十八年度と平成二十九年年度において、人件費や消耗品の購入費及び燃料費等全ての支払金額が全く同額である。しかもその金額において端数がなく千円単位や万単位の金額となっているがどうしてか。

答 消耗品や燃料等の購入金額についても支払い方法が二ヶ月に一回の概算払いという事で、最終的に年度末で清算をすることから小さな円ままでの端数の請求となっていない。

問 委託業者からの業務委託料の請求の際に、支出に係る全ての領収書の提出を求める中で監査を行い委託料の支払いをするのが普通であるが、どのような監査を行っているのか。

答 検査は、契約の相手方が契

約や仕様書のとおり業務を適切に行っているかどうかを確認することが目的であり、領収書の提出は求めていない。



高倉 真弓 議員

市民の安全安心について

問 市民の安全安心について市長の基本姿勢と虐待の現状事例を問う。

答 全ての市民が安心して暮らせることはもとより、お越しいただいた方々にも安心して頂けるような行政運営に取り組んでいる。

虐待については、要保護児童対策地域協議会、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会を設置。この協議会は警察、小中高等学校他、二十二の機関で構成。現在、虐待につながる事例はないが、判明した場合の対策は必要に応じ検討会議を開催。厚生労働大臣が定める専門研修を受講、終了した保健師を調整担当として配置。切れ目のない支援に努めている。

問 子供さんたちの通学時の安全対策を教育長に問う。

答 青少年育成センターを核として学校及び関係機関と連携を図る中で登下校時及び放課後の児童生徒の安全確保に取り組んでいる。スクールガードリーダーや補導員による見守り、小学校新一年生への防犯ブザー、ランドセルカバー等、今後も保護者や地域の方々のご協力を頂いて進めたい。

問 高齢者による自損、人身事故が多発している。コミュニティバスとの現況と高齢者の免許返納に伴う対策について問う。

答 通称はなちゃんバスの状況は十月から三月までの六か月間で、延べ三千二百九十六名にご利用いただいた。現在も順調に伸びている。運転免許証を自主返納された方には運転経歴証明書が交付され、路線バスや鉄道の運賃の割引等特典が受けられる。コミュニティバスの運賃の割引など優遇制度の導入で、自主返納を推進できる取り組みを検討したい。

維新博覧会

問 奥谷画伯文化勲章受章記念展の状況や反響について問う。

答 宿毛市の名誉市民である奥谷博先生が高知県で二人目となる文化勲章を受章された。

大変名誉なことである。高知県立美術館、中土佐町立美術館のご協力を頂き宿毛市収蔵作品と合わせ二十五点の展示を行った。六月十二日から二十日までの九日間一千七百四十名。県外や遠方から、また、二回三回と足を運んでくださる熱心な方もいて、その効果は隣接の林邸には九百二十名、宿毛歴史館には二百十名のご来場があり宿毛の歴史に触れていただいた。

問 林邸のオープン以後の来場者数、活用方法、展望を問う。

答 四月二十一日に供用開始した林邸はオープン以後の五月末までの四十一日間で四千九百九十一名が来場、まちの駅の登録認定を受け、国道からの誘導看板を設置し、今後は一定の条件のもと夜間の利用も考えたい。



山戸 寛 議員

民間資金等活用事業(PFI)について

問 PFIとはどういうものか。

答 民間業者がその技術力や経営力などのノウハウを活用し資金調達を行うことで公共施設の整備、建設、維持管理等を行う手法である。株式会社として構成された特別目的会社が業者と事業契約を結び公共事業を実施する。

問 国庫補助金や起債などはPFI事業を採用した場合どうなるのか。

答 国庫補助金については直営でもPFIでも変わりはない。起債についても事業の内容に応じた同等の地方債措置または交付税措置がうけられる。

問 採用するメリットは何か。

答 包括発注による工期の短縮、民間事業者のノウハウによるコストの削減、付加価値のある事業の創出が期待され、結果として公共サービスの向上が図られることになる。

問 従来の直営型の場合には、基本設計から建設まで市の側で全て把握できた。一括発注の場合、施設建設に係る費用の妥当性をどのように判定するのか。

答 宿毛小中学校に関してPFIの募集を公表する際に総事業費の上限額を公表する。

この総事業費の積算はPFIに精通した専門家にしてもらうことになる。また事業者の選定に際しては外部有識者による審査委員会を組織し提案内容を審査・評価してもらうことになり、チェック機能は確保される。

問 学校の運営を行う主体は地方公共団体である。基本計画策定に関して校長、教職員、保護者、周辺住民等の意見の汲み上げ等はどうか。

答 どういった学校施設が望ましいのか検討するため、学校から意見を聞き取るとともに、保護者も含めた学校施設検討会をこれまで二回開催した。聞き取った意見をどこまで要求水準書に入れ込んでいくか、再度、学校、保護者と協議し検討する。事業者を選定した後は契約に向けた交渉を行うことになるが、再度協議する場を設け、関係者の理解を得ていきたいと考える。

問 学校だけではなくにその他の機能を複合させた施設整備を考えているのか。

答 今回の宿毛小中学校整備事業では校舎とプールの建設を予定しているが、それ以外の別の目的施設の建設は想定していない。

問 PFIでは一括して一つの業者が仕切ることになるため、小規模な地元業者の入り込む余地のないものとなりはしないか。

答 これまでも地元業者に対しては理解を深めていただくために、勉強会を複数回開催してきた。今回の宿毛小中学校整備事業については、市内事業者を必ず参画させることを応募条件に入れることとしている。



川田 栄子 議員

観光事業について

問 本市の観光事業をどう進めていくのか。

答 今後の重点的な取り組みとして「志国高知幕末維新博覧会」を契機に、観光交流施設として改修した林邸については、歴史館と連携した歴史観光資源として最大限に活用していく。また、自然体験型観光やグルメ分野にも力を入れていく。

問 林邸を本市の観光にどの様に生かすのか。

答 建築物としての改修だけでなく宿毛の歴史を実感していただける場所ができた。宿毛歴史館と一体エリアとして効果が上がっていると考えている。幡多地域での自由民権運動の系譜を引き継ぐ林邸をたくさんの方に活用していただき地域活性化につなげていきたい。

サニーサイドパークについて

問 サニーサイドパークの整備計画とビジョンについて所見を問う。

答 建築から二十六年が経過する中、施設や設備が著しく老朽化しており、観光拠点施設としての役割を発揮できていない状況にある。全面改修も視野に入れた整備に取り組んでいく必要があると考えている。現在、検討委員会の立ち上げを準備しており、年度内に改修の方針を固めたい。地元の新鮮な海産物を使ったフッシャーマンズワーフのような道の駅、釣りなど自然体験型観光施設として位置付けをし、観光拠点施設として生まれ変われるよう検討していく。

行政事務処理ミスについて

問 行政事務処理ミスについて原因分析できているか。

答 担当職員として通知を確認し対応したものの、交付金事務取扱に対する認識が不十分であり、本来の適正な事務の執行に至らなかった。同様な交付金事業の実施に当たっては、交付要綱や事務連絡など事務取扱を確認したうえで、事業を実施していたが、本件については関係するいずれの職員も十分な把握ができておらず、誤った認識で不完全な事務処理のまま実施されたものである。

問 この事業の最終決裁はどなたか問う。

答 市長の私である。

問 政治家は管理監督、責任がある。市長ご自身についての見解を問う。

答 今回の事務不適切処理については宿毛市に対する信頼を損なうものであり市政を預かる最高責任者として極めて重く受け止めている。多くの方にご迷惑をおかけしたこと、深くお詫びを申し上げる。今後は再発防止に向け、全庁挙げて取り組んでいく決意で

ある。再発防止策として職員一人一人の業務力を引き上げていく必要があると考えている。日々の業務の中でしっかりと確認行為を行い、職員研修を通じ、職員の資質向上に取り組んでいく。



山本 英 議員

防災について

問 大海、小筑紫地区に設置予定のヘリポートを視察した。急峻なところで、老人や傷病人の移動が困難と思われる。阿南市では里山等を切り開き五か所の防災公園を整備するようである。ある防災公園は四千人の収容が可能で三日分の水を貯蔵できる耐震性貯水槽を埋設している。大胆に切り開けばヘリポートも併設し、避難民の次なる避難所への移動も可能になる。現状は平時の急患輸送にも向いていない。再検討すべきではないか。

答 両地区長のご要望で、空路による救助や支援助物資の輸送のため、県の補助金を活用し実施計画に着手し本年度当初予算においても議決された。

対象ヘリは中型機で現設計内容で進める。

市役所新庁舎について

問 すべての災害を新庁舎で対応可能にするのか。

答 建設場所を決定する上で重要な要素である。

問 現在分散している環境課、水道課等を統合するのか。

答 集約するよう検討する。

問 庁舎の建て位置として、想定される災害後の復興計画があれば、宿毛の中心位置となりうる場所として目安がつかぬのではないか。

答 復興後の計画までは現在は検討していない。

海洋教育について

問 五年ごとに改正されている第三期の海洋基本計画が策定され、全市町村で海洋教育の実施を目指すとしている。その動きは宿毛市ではあるのか。

答 現時点では海洋教育推進の具体的な措置はないが、次期学習指導要領改訂に向けての議論の中にも海洋教育が取り上げられている。本市では

海洋教育の取り組みは既に各小中学校で取り組んでおり、今後とも創意工夫を凝らし取り組む。

HACCP(ハサップ)について

問 食品の生産過程においていかに安全な食品を作るかということ、二〇二〇年の東京オリンピックまでに、食の安全を世界の水準までに上げるといふ目的でハサップを取り入れることとなっている。給食センターも対象となるが、現状の古い設備に新しい機材を投資するという問題点も浮上する。これを契機に地震・津波に耐えられる施設・場所に立て直しておけば、震災後の公の炊き出し機関ともなる。検討すべきではないか。

答 現在、厚生労働省のハサップに基づいた大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた点検等を実施しているが、給食センターは築後かなりの年数が経っており、立て替えに向けて検討を進めている。



山岡 力 議員

行政業務の民間委託 推進について

問 県の行政業務の民間委託の方向性は各自自治体の厳しい財政状況を踏まえ費用対効果を見定めた上で委託できる業務は民間委託し、これによって自治体の負担軽減になり県内事業者の活力の創出にも繋がるという活性化政策とも呼べる施策が推進されている。民間委託が進まないのはなぜか。

答 公社の民間委託については宿毛市行政改革大綱で段階的に民間へと推進する事になっている。しかし、全ての民間委託については公社職員の減少にあわせ移行の途中である。公社職員の雇用は平成七年が最後である。

問 職員の人事の側面だけの要因では腹に落ちてこない。平成二十一年度から一部地区を委託したが、ここ十年間の費用単価と二十一年度以前の公社だけが業務した時の比較はどうなっているか。

答 公社のみで収集運搬を行っている最後の年の二十年度のゴミ収集量は四千九百六十九トンでかかった費用は約一億四千五百万円。直近の二九年度公社と委託先の両者が運搬したゴミの合計量は約四千四百四十九トンでかかった費

用は九千百万円となっている。概算だが費用対効果は二十年度と比べ五千四百万円の減少となっている。

問 委託の成果は着実にあがっている。しかし懸念もある。一部地区しか委託されていない事で請負単価の低迷に陥っていないか。果たして業者の活性化に繋がっているのか。業者が安心して業務を遂行できるようには民間委託へ到るビジョンを示すべきではないか。また、公社職員の雇用の安心も確保すべきだが所見を聞く。

答 どの時期にどの程度の規模ずつ委託できるのか検証して民間業者の方々にビジョンを示していきたい。

新庁舎建替え事業について

問 宿毛市は地震の影響は甚大だが防災の備えはほとんどされていない。庁舎案は三案だが小深浦の高台以外の二案は津波の浸水域となっている。小深浦は保育園を総合して移設しても十分な広さがある。他の公共施設も区域内に建てられる。通常の窓口業務の利便性や高台移転でのメリット・デメリットについて所見を聞く。

答 メリットは造成後の標高が二十メートルとなりL2ク

ラスの津波でも浸水しない点と有利な防災関連の起債が借りられる点にある。デメリットは造成に一定の手続きと時間を要する点にある。仮に高台になった場合、中心市街地の皆さんの利便性を損なわないよう十分な配慮に努めたい。なお、県土木や宿毛警察署も将来の高台移転を検討しているようである。



濱田 陸紀 議員

宿毛市役所の庁舎建設候補地について

問 現在地三十億円、旧県立病院跡地三十億円、小深浦の高台の場合は三十五億円かかるが国から七割の交付税措置があり、市の一般財源は十四億円。この三案に集約され審議会に諮問された。今後、各地で住民との意見交換会をするとの事である。庁舎建設審議会の答申については八月中旬に答申をもらい九月市議会で場所を決定との事であるが、いささか早急ではないかとの意見があるがどのように思うか問う。

答 市内八カ所で新庁舎建設について意見交換会を開催し頂いた意見をしっかりと取りまとめ、建設候補地の判断材料としたい。また、スケジューリングは性急すぎるという点については先日開催された宿毛市庁舎建設審議会においてご指摘を頂いたところであるが、防災面から一日も早い事業着手が必要と考えておりできるだけ早い新庁舎建設の方針決定を目指している。また、特にお年寄りの方々の話を聞いてあげてくれという話があったがしっかりとそういった方々の意見も聞きたいと思っている。

問 お年寄りの皆さんが一番気にしていることは、若い人に比べて体力的にすぐ劣っていることであり、十分から二十分では避難場所にいけないうことであり、出来れば近場に建てていただきたい。

答 新庁舎建設について住民意見交換会を実施し、様々な意見を頂き、宿毛市庁舎建設審議会でも議論をしていただく。それらを総合的に判断する中で建設候補地を決定し市議会で諮ってまいりたい。

犬猫の保護について

問 二、三匹でも飼えるような一時預かりの場所をつくる等のことはできないか。

答 市が市民の方々から直接、犬や猫を一時預かりするような施設を設置することは預かった動物をその後どうするかなどの課題が多くあり現状では厳しいと考えている。本市として、飼い主のいない犬や猫を増やさないためにも県と連携しながら終生飼養や飼い主の責任などの啓発を行っている。てまいりたいと思っている。

宿毛橋の架け替えについて

問 この橋は、完成以来九十年近くが経過し老朽化が進んでいる。宿毛橋の架け替えについて問う。

答 宿毛橋は平成二十八年年度に定期点検を実施し、コンクリートの浮きや剥離、鉄筋の露出といった損傷が顕著なことから、優先的に対策を実施する必要がある橋梁の一つであると考えており、補修または架け替えについて検討していくことになっている。



議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、国会及び政府に提出しました。

◎意見書案第一号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和二十三年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成八年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約二万五千人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは一万六千四百七十五人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済

措置を講じるべきである。

記

一 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。

二 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。

三 旧法改正から二十年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

決議

議員より提出された次の決議案を原案のとおり可決しました。

◎決議案第一号 自衛隊誘致の促進に関する決議

宿毛市議会は、平成二十八年九月定例会において、自衛隊誘致調査特別委員会を設置し、調査・研究を行った結果、デメリットは特に認められず、大規模災害発生時の迅速な救

助活動、地域経済の活性化という点において、宿毛市にとって有益なものであり、また、防衛に対する貢献に資するものであるとの調査報告がなされている。

中でも、防災対策については、南海トラフ地震は七〇%から八〇%の確率で、今後三〇年以内に発生するとされており、宿毛市では一〇メートルを超える大津波や長期浸水により甚大な被害が出る事が予想されている。

地震発生時には県内全域の道路網が被害を受け、四国に駐屯する陸上自衛隊の支援は、生存限界とされる七十二時間以内に受けることは非常に困難であるとされており、自衛隊の存在は、本市の防災対策上、極めて有益である。

現在、国においては防衛計画の大綱の見直しが進められており、自民党安全保障調査会などがまとめた提言書には、南西諸島防衛に当たる自衛隊の後方支援拠点を九州や四国に設置するべきだとする内容が盛り込まれたとの新聞報道がなされている。

また、本年七月には自衛隊誘致に関するセミナーが商工会議所主催で実施される予定となっており、民間団体も誘

致に向けて動き始めている。

こうした状況において、防災対策や人口減少対策、地域経済の活性化など多くの課題が山積している本市にとっては、多くのメリットが認められる自衛隊を積極的に誘致すべき好機であり、誘致実現によって、本市を含め四国西南地域における安全・安心に寄与するとともに、防衛体制の強化にも貢献できるものであると確信している。

以上、宿毛市議会は、自衛隊誘致の促進を決議する。

※自衛隊誘致調査特別委員会の最終報告は紙面の都合で割愛させていただきました。

なお、宿毛市議会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

人事案件

平成三十年第二回定例会において次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

○人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

おおくし 大串 恭氏（新任）

臨時会の概要

平成三十年第一回臨時会が五月二十五日に開催され、専決処分議案三件、予算議案一件、条例議案二件の六議案が審議されました。

予算議案は、庁舎建設審議会委員の報酬や旅費を計上した平成三十年度宿毛市一般会計補正予算であります。

条例議案は、庁舎建設審議会を設置するための「宿毛市庁舎建設審議会条例の制定について」及び庁舎建設審議会委員の報酬及び費用弁償について定めるための「宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

審議の結果、いずれも全会一致で承認、可決することに決しました。



平成29年度政務活動費収支報告

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派に対し、議員1人当たり月額6,000円を交付しています。残額については返還されます。(単位：円)

会 派 (人数)	未 来 (3人)	改革クラブ (3人)	市民クラブ (3人)	融知会 (3人)	明かるい社会 (1人)	点睛会 (1人)
収 入	216,000	216,000	216,000	216,000	72,000	72,000
支 出	129,520	181,240	217,887	219,133	118,840	27,557
経 費 区 分	調査研究費	81,510	83,430	111,180	98,783	27,557
	研 修 費			29,200	118,840	
	要請・陳情活動費	48,010	97,810		120,350	
	資料作成費			77,507		
残 額	86,480	34,760	△1,887	△3,133	△46,840	44,443

※残額がマイナスについては会派の負担です。

主 な 内 容

未 来 宮本 有二 川村 三千代 岡崎 利久	<p>調査研究費 平成30年1月11日に鹿児島県南さつま市にて、「小中一貫校から義務教育学校への移行について」調査研究(3名)。</p> <p>平成30年1月12日に大分市議会にて、「議会BCPについて」調査研究(3名)。</p> <p>要請・陳情活動費 平成30年2月20日に兵庫県伊丹市の陸上自衛隊伊丹駐屯地を訪問し自衛隊誘致の陳情活動(1名)。平成30年2月21日に高知県大阪事務所を訪問し高知県の外商活動、関西圏における観光振興等について調査研究(1名)。</p>
改革クラブ 野々下昌文 原田 秀明 寺田 公一	<p>調査研究費 平成30年1月11日に鹿児島県南さつま市にて、「小中一貫校から義務教育学校への移行について」調査研究(3名)。</p> <p>平成30年1月12日に大分市議会にて、「議会BCPについて」調査研究(3名)。</p> <p>要請・陳情活動費 平成30年2月20日に兵庫県伊丹市の陸上自衛隊伊丹駐屯地を訪問し自衛隊誘致の陳情活動(2名)。平成30年2月21日に高知県大阪事務所を訪問し高知県の外商活動、関西圏における観光振興等について調査研究(2名)。</p>
市民クラブ 山戸 寛 高倉 真弓 松浦 英夫	<p>調査研究費 平成29年8月29日に鵜来島の戦争遺跡調査(2名)。</p> <p>平成30年1月30日～31日に佐伯市の戦争遺跡調査(3名)。</p> <p>平成30年3月31日に鵜来島の戦争遺跡調査(3名)。</p> <p>研修費 平成29年8月30日と11月30日に高知市で開催の「大川村だけじゃない地方議員の会」に参加(3名)。平成30年1月8日に文教センターにて、人づくり学習会「英語にチャレンジ!飛び立て小さな国際人!」を開催。</p> <p>資料作成費 人づくり学習会の資料代。</p>
融知会 山本 英 山上 庄一 濱田 陸紀	<p>調査研究費 平成29年8月24日に海上自衛隊横須賀総監部を訪問し海上自衛隊の現状等について調査研究(1名)。平成30年1月11日に鹿児島県南さつま市にて、「小中一貫校から義務教育学校への移行について」調査研究(2名)。</p> <p>平成30年1月12日に大分市議会にて、「議会BCPについて」調査研究(2名)。</p> <p>要請・陳情活動費 平成30年2月20日に兵庫県伊丹市の陸上自衛隊伊丹駐屯地を訪問し自衛隊誘致の陳情活動(3名)。平成30年2月21日に高知県大阪事務所を訪問し高知県の外商活動、関西圏における観光振興等について調査研究(3名)。</p>
明かるい社会 川田 栄子	<p>研修費 平成29年7月15日、11月11日、平成30年2月3日に愛知県名古屋市で開催の「市民派議員塾」を受講。</p>
点睛会 山岡 力	<p>調査研究費 平成30年1月11日に鹿児島県南さつま市にて、「小中一貫校から義務教育学校への移行について」調査研究。</p> <p>平成30年1月12日に大分市議会にて、「議会BCPについて」調査研究。</p>

全国市議会議長会より、表彰状が授与されました。

【一般表彰】

★正副議長五年

岡崎利久議員



● 議会用語 Q & A

Q 決議とは。

A 議会が行う意思決定です。その多くは、政治・行政に関わる課題に対する議会の意思の表明です。

各議員の議案等に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	議決結果	川田 栄子	川村 三千代	原田 秀明	山岡 力	山本 英	高倉 真弓	山上 庄一	山戸 寛	岡崎 利久	野々下 昌文	松浦 英夫	寺田 公一	宮本 有二	濱田 陸紀
案件															
自衛隊誘致調査特別委員会最終報告	承認	×	○	○	×	○	×	○	×	議長	○	×	○	○	○
陳情第12号	不採択	○	×	×	○	×	○	×	○	議長	×	○	×	×	×
決議案第1号	可決	×	○	○	×	○	×	○	×	議長	○	×	○	○	○

【○：案件に賛成 ×：案件に反対】



< 編集委員 >

★ 会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。
詳しくは「会議録」をご覧ください。
六月定例会の会議録は九月上旬にできる予定です。
市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。
議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。
なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

〈 編集後記 〉

暑中御見舞はもちろんです。まず何より先月の豪雨で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
また、ボランティアをはじめ様々な形、立場でご支援、ご尽力を賜りました方々、本当にありがとうございます。
平成最大の被害をもたらしたこのたびの豪雨、想定外、前例がないという言葉に代表される最近の災害ですが、今回の災害をしっかりと検証し、新たな教訓として今後に活かしていかなければと考えております。
まだまだ台風シーズン、そして厳しい暑が続きます。市民の皆様、くれぐれもお気を付け下さい。ご自愛お祈り申し上げます。

〈 編集委員 〉

- 川村 三千代
- 山本 英
- 山戸 寛
- 野々下 昌文
- 松浦 英夫

寄贈

株式会社グリーン・エネルギー研究所（本社：高知県高知市重倉 266 番 2 代表取締役社長：那須 清吾氏）から、社会貢献の一環として、宿毛市の保育園、幼稚園、小中学校、高等学校等に「ゆずちゃん村ゆずドリンク」を 3,600 本寄贈していただきました。

問 学校教育課 ☎ 63-1102
福祉事務所 ☎ 63-1114



第1回宿毛の歴史講座

8月から毎月1回(全5回)の宿毛の歴史講座を開講します。第1回目は、フェリス女学院大学の教授と学生から、学校創立者キダー氏と宿毛の大江卓との関わりを中心に発表していただきます。

日時 8月28日(火) 15時30分～17時

場所 宿毛まちのえき 林邸1階 和室

駐車場 宿毛文教センター

参加費 無料

演題 「大江卓とキダー」

講師：フェリス女学院大学大西比呂志教授と
研究室学生

申込 不要

問 宿毛歴史館 ☎ 63-5496

指定管理者募集

蛸湖ゴルフパークの指定管理者を募集します。詳しい募集要項は、宿毛市ホームページおよび市役所玄関前に公告しています。

施設概要

名称 蛸湖ゴルフパーク

場所 平田町黒川 4370 番地 1

※その他概要は募集要項に記載

業務内容

ゴルフ場の運営に関する業務ほか

指定期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日までの3カ年。
ただし、宿毛市が管理を継続することが適当でないと判断したときは、指定を取り消します。

応募資格

宿毛市内に住所を有し、指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人、そのほかの団体。

募集期間

8月13日(月)～9月21日(金)

申請書配布場所 商工観光課

募集要項配布・申請書提出先 商工観光課

問 商工観光課 ☎ 63-1119

お誕生おめでとう
(平成30年6月受付分)

住所	赤ちゃん	保護者
西町1丁目	おの ゆうせい 小野 友政	光也
山奈町山田	ますだ なぎさ 増田 風紗	準人
西町3丁目	やまおか れん 山岡 蓮	正和

ご冥福をお祈りします
(平成30年6月受付分)

住所	氏名	享年
小筑紫町栄喜	河原 龍馬	86
萩原	野村 利恵	101

※本コーナーの記事は、家族などからの申し込みにより掲載しています。(敬称略)

問 市民課市民係 ☎ 63-1112

行政情報および個人情報の公開等の運用状況

平成29年度における行政情報の公開状況

件数 17 件
全部公開決定 10 件
部分公開決定 6 件 非公開決定 1 件

平成29年度における個人情報の公開状況

件数 8 件
全部公開決定 7 件
部分公開決定 1 件 非公開決定 0 件

※全部公開決定…請求のあった行政情報または個人情報をすべて公開する場合の決定

※部分公開決定…請求のあった行政情報または個人情報のうち、条例で定める非公開情報をマスキング（黒塗り）して公開する場合の決定

※非公開決定…請求のあった行政情報または個人情報を公開しない場合の決定（該当する文書等が存在しない場合を含む）

問 総務課総務係 ☎ 63-0948

草花の植栽等を行うボランティア団体の募集

草花を植栽し、明るくきれいな街づくりや観光振興に寄与するため、「宿毛でお花おもてなし事業」を実施するにあたり、平成30年度の実施団体を次のとおり募集します。

実施団体

市内を活動拠点とする5人以上の団体で、草花の植栽や手入れ等の環境美化活動を継続して行う見込みがある団体から募集し、環境課で決定します。

実施場所

市道の植え込み等で公共性があり、直接、植栽可能で管理者または所有者の承諾が得られている場所とします。
※特に、宿毛駅前を東西に通る市道の植え込みは、来市者の往来が多いため、実施場所にしたいと考えています。

実施期間

平成30年9月～平成31年3月末まで

募集期間

平成30年8月1日（水）～8月22日（水）必着

支援内容

当事業を実施するため、実施団体に次の支援を行います。

- 草花の種苗、その他これに類するもの（樹木は除く）の提供
- 肥料、その他これに類するものの提供
- 活動に必要なごみ袋の提供とごみの回収

申込

活動支援申請書に実施内容や場所などの必要事項を記入のうえ、環境課（〒788-0038 宿毛市二ノ宮3845-1）まで持参・郵送にて提出してください。

申請書配布場所

環境課・各支所または宿毛市ホームページからダウンロード

問 環境課 ☎ 63-1697



「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」が10月27日（土）と10月28日（日）に開催されます。本大会は、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く発信するとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて漁業の振興と発展を図ることを目的として、毎年各地で開催されています。

今回、本大会を前に8月2日（木）から8月21日（火）にかけて、高知よさこい情報交流館にて海洋堂が作成したジオラマを用いた企画展「メッセージ ～森・川・海 かがやく未来へ 水の旅～」を開催します。本企画展では海洋堂が作成したジオラマ15作品を用いて高知の森・川・海を物語風に表現しています。

入場は無料ですので、皆様のご来場をお待ちしております。

日時 8月2日（木）～8月21日（火）

※水曜日は休館日

開館時間 10時～18時30分（最終入館は18時）

※8月10日（金）および8月11日（土）は21時まで開館（最終入館は20時30分）

場所 高知よさこい情報交流館

（高知市はりまや町1丁目10番1号）

入場料 無料

問 第38回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会事務局 ☎ 088-821-4690

第17回本町通りふれあい夜市

盆踊りをメインに、本町商店街の手作り屋台などの各種飲食物の販売や、金魚すくいなど、皆さんに楽しんでいただけるコーナーを用意しています。



日時 8月24日(金) 17時30分～21時
※雨天時は26日まで順延

場所 愛媛銀行宿毛支店周辺

問 本町通り活性化クラブ ☎ 63-2206

お魚料理教室

鯛めし・キビナゴの酢の物・ブリ照りを、魚を捌くところから作ります。余ったお魚料理は持ち帰りOK。子どもにも体験させてみたい方も大歓迎です!



日時 8月25日(土)
10時～13時(受付:9時45分)

場所 宿毛文教センター2階 実習室

参加料 1,000円/1組 **定員** 先着10名(組)

対象 18歳以上 ※子ども同伴可

申込方法 電話 **持参物** エプロン・保存容器

問 産業振興課水産振興係 ☎ 63-1117

親子料理教室

夏休みの思い出に、親子で「食」に関心を持ち、食生活を見直すきっかけづくりをしませんか。ヘルスマイット(食生活改善推進員)が皆さんと一緒に料理します。

日時 8月26日(日) 10時～13時

場所 宿毛文教センター2階 実習室

参加料 無料 **申込方法** 電話

対象 宿毛市内の小学生とその保護者
(小学生のみの参加は不可)

持参物 エプロン・マスク

※アレルギーをお持ちの方はご相談ください。

定員 15組(先着順)

問 健康推進課保健衛生係 ☎ 63-1113

プレゼント
もあります

移住者交流会 ～咸陽島公園でスイカ割り～

移住者同士や移住者と地元の皆さんとの交流を深めるために、偶数月に移住者交流会を開催しています。

※テントやお茶などはある程度主催者側で準備しますが、暑さ対策に必要なものはご持参ください。

※雨天時は林邸でヨガ教室を行います。ヨガマットかバスタオルをご持参ください。

日時 8月26日(日) 14時～16時

集合場所 宿毛まちのえき 林邸(宿毛市中央3-1-3)

参加料 500円(小学生以下無料)

申込方法 電話またはメール

主催: 宿毛市(企画・運営: はたモジャモジャ交流会)

問 はたモジャモジャ交流会事務局 ☎ 090-9340-6279

✉ hatamojamoja@gmail.com

「二段階移住相談会」開催

幡多郡内の市町村が連携し、二段階移住相談会を開催します。幡多地域の企業による就職相談や市町村担当者による移住相談、一次産業への就労相談など幡多地域の情報が盛りだくさんの相談会です。県外や高知市にお住まいのご家族、お知り合いの方にぜひご紹介ください。

二段階移住とは・・・

大都市からいきなり田舎への移住は不安と感じる方に、まずは高知市に移住・滞在していただき(一段階目)、その後ご自身にあった場所を見つけ最終的な市町村へ移住(二段階目)していただく移住の一つの方法です。

日時 9月1日(土) 10時～16時30分

場所 オーテピア4階ホール
(高知市追手筋2丁目1番1号)

問 企画課移住定住推進室 ☎ 63-1165



情報コーナー

募 市営住宅入居者募集

建物 ●ニノ宮団地 1戸 2DK

●西町地域振興住宅市営住宅

Aタイプ 2戸 1DK

※西町地域振興住宅市営住宅は、家賃とは別に共益費(2,000円/月)、駐車場代(1,000円/月)がかかります。

入居資格条件 有

申込書配布期間

8月6日(月)~8月20日(月)

受付期間

8月7日(火)~8月20日(月)

(配布・受付ともに土・日を除く)

申込書配布場所

都市建設課・小筑紫支所・東部支所

受付場所 都市建設課

問 都市建設課建築住宅係

☎63-1120

募 作文・ポスターの募集

「心の輪を広げる体験作文」募集

テーマ 「出会い、ふれあい、心の輪 - 障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう -」

応募資格 県内に住む小学生以上の方(特別支援学校の小学部、中学部および高等部の児童生徒を含む)

募集部門

小学生部門、中学生部門、高校生・一般部門の3部門

「障害者週間ポスター」の募集

テーマ 「障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」

応募資格 県内に住む小学生および中学生(特別支援学校の小学部および中学部の児童生徒を含む)

募集部門

小学生部門・中学生部門の2部門

共通

応募先 福祉事務所社会福祉係
〒788-8686 宿毛市桜町2番1号

入賞者 各部門、知事賞(最優秀賞)1点、優秀賞1点、佳作若干名を決定し10月下旬ごろ、本人に通知。

応募締切 9月7日(金)必着
※作品は行事等終了後返却します。

問 福祉事務所社会福祉係

☎63-1114

i 海区漁業調整委員会
選挙人名簿の登録

選挙人名簿を9月1日現在で作成します。該当者は、選挙管理委員会に登録の申請をしてください。

申請期間 9月1日(土)~9月5日(水)

申請書配付・提出先

- 漁業協同組合に加入の方…組合
- 漁業協同組合に加入していない方…選挙管理委員会事務局

該当者

- 18歳以上の者
- 漁業者または漁業従事者であること
- その海区に沿う市町村に住所または事業所を有すること
- 1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み、またはこれに従事していること

海区漁業調整委員会とは

漁場計画の作成や漁業権の免許のほか漁業権に関する事項に関する県知事への答申、漁業権・入漁権の適切な行使のための指示などを行います。

海区漁業調整委員会委員とは

漁業者等選挙により選出される公選委員9名と、高知県知事が選任する学識経験委員4名・公益代表委員2名からなる選任委員6名の計15名で構成されます。

問 選挙管理委員会 ☎63-1111

募 出店者募集

「フェスティバル土佐第47回ふるさとまつり」の出店事業者を募集します。

日時 11月2日(金)~4日(日)
9時~16時30分(最終日は16時)

場所 高知市鏡川河畔・みどりの広場

対象 宿毛市内で事業を行っている個人事業主や中小企業者で、市内で生産または加工している特産品・屋台販売の衛生基準を満たす調理食品。原則、3日間参加できる事業者。

出店料

2,400mm×2,700mm:9万円

1,800mm×2,700mm:6万7,500円

※送金手数料や小間内設備料金を除く費用は宿毛市が概ね半額を補助

申込締切 8月15日(水)17時

問 商工観光課 ☎63-1119

i 宿毛市政功労・
善行表彰候補者の推薦

宿毛市では政治、産業、経済、教育、文化の振興、その他公共の福祉などに関して、特に顕著な功績のあった個人または団体を表彰しています。

該当する方がいる場合には、企画課へご推薦ください。提出書類や詳細は電話でお問い合わせください。なお、選考の方法は、被推薦人を選考委員会で審議のうえ、決定します。

申込締切 9月3日(月)

主な選考基準

●市政功労者

宿毛市の産業、経済、教育、文化等の各分野の振興と発展に多大な功績が認められる方など

●市政善行者

一般市民の模範となる善行のあった方など

問 企画課秘書係 ☎63-1118

i 小中学校の閉庁日

教職員の長時間勤務が社会問題となる中で、教育委員会では、多忙化解消に向けての取り組みを進めています。

今回、教職員の夏季における健康増進と休暇促進を図るとともに、夏の省エネルギー対策を推進するため「学校閉庁日」を設けることとしました。

この期間中に、部活動を実施する中学校以外は、職員が不在となりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

緊急時の連絡は、教育委員会学校教育課までお願いします。

学校閉庁日

8月9日(木)~8月15日(水)

問 学校教育課 ☎63-1102

写真展「幡多の野鳥2018」

幡多で撮影した野鳥の写真展です。

日時 8月14日(火)～20日(月)
9時～17時

場所 宿毛文教センター1階
ホワイエ

入場料 無料

主催：高知野鳥の会
後援：宿毛市教育委員会

問 高知野鳥の会 会長 有田 修大
☎ 64-0140

i 今月の1日行政相談所

日時 8月28日(火) 13時～15時

場所 宿毛文教センター2階
会議室3

相談委員 三本 義男 ☎ 63-1800
山岡 まゆみ ☎ 63-1468

※相談は各委員の自宅や電話でも受け付けています。

問 総務課 ☎ 63-0948

i 船員労働安全衛生月間

船員労働安全衛生月間(9月1日(日)～9月30日(日))の一環として、船員に対する無料健康相談所が、次の医院のご協力により開設されます。船員手帳を持参のうえ、1階受付窓口にて提出ください。

日時 9月3日(月)、9月10日(月)
14時～16時

場所 特定医療法人 長生会
大井田病院

問 四国運輸局高知運輸支局
☎ 088-832-1175

i 無料人権相談

ご相談は事前に予約をお願いします。相談時間は、1人30分です。

日時 9月5日(水) 10時～15時

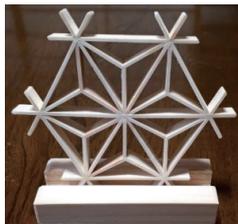
場所 宿毛文教センター2階 視聴覚室

内容 人権問題・婚姻・扶養・相続・金銭貸借・土地建物貸借・登記など
主催：高知地方法務局四万十支局

問 人権推進課 ☎ 62-0225

四季折々を体験しよう！ 「組子細工つくり」

子どもたちに絵本をつかって四季の行事にかかわるお話をした後、イベントを行っています。8月は日本の工芸品！釘を使わない組子細工を宿毛市在住の大工さんに教えてもらいます。



日時 8月18日(土)
10時～12時

場所 宿毛まちなえき 林邸
(駐車場：宿毛文教センター)

参加費 無料【予約制・先着20組】

講師 濱中建築 濱中 伸也 さん

主催：ワールドスマイル

共催：こども食堂 ゆめ

後援：宿毛市

問 ワールドスマイル
☎ 090-5910-0989

こども食堂 ゆめ

みんなでおしゃべりしながら一緒にご飯を食べませんか。毎月手作りの美味しいランチを用意しています。お一人でもお友達と一緒に大歓迎です。

日時 8月18日(土) 12時～15時
(ワールドスマイルさんのイベント後)

場所 宿毛まちなえき 林邸
(駐車場：宿毛文教センター)

参加費 大人：300円
こども：100円(小学生以上)
幼児：無料

申込 不要

メニュー カレーピラフ・チキン南蛮・夏野菜とツナのサラダ・ラタトゥイユ・冷製パスタ・フルーツコンポート(50食程度を用意)

主催：こども食堂ゆめ

共催：ワールドスマイル

後援：宿毛市

※いただいた食材などを使用するため、メニューを変更する場合があります。

※なくなり次第終了します。

問 こども食堂 ゆめ
☎ 090-5146-7529

i 「先端設備等導入計画」 認定申請受付開始

「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業者等の設備投資を支援するため、「先端設備等導入計画」の認定申請受付を開始しました。この認定を受けた場合、税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができます。

問 商工観光課商工振興係
☎ 63-1119

i 高知で恋しよ!! マッチング スペシャル出張登録会

1対1の出会いをサポートする、県の会員制お引合せシステム「高知で恋しよ!! マッチング」のスペシャル出張登録会(プロによる写真撮影付き特別版)を開催します。

日時 8月25日(土)
13時～17時(完全予約制)

場所 宿毛文教センター2階
会議室2・会議室3

内容 「高知で恋しよ!! マッチング」会員登録(45分)、プロによるヘアメイクアドバイス(15分)と写真撮影(15分)

必要書類

- ①本籍地の市町村長が発行する独身証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- ②健康保険証
- ③写真付きの身分証(運転免許証・パスポート等)
- ④①から③のコピー1部(①から③の原本と相違がないことを確認した後、原本は返却します。)

登録料 1万円(2年間有効)

申込 電話

日・月：10時～17時

火・水・木：13時～20時

申込締切 8月19日(日)

主催：こうち出会いサポートセンター、高知県

後援：大月町、三原村、宿毛市

※当日の受付時間は、参加者ごとに異なります。予約状況によっては、希望時間に浴えない場合があります。

問 こうち出会いサポートセンター
☎ 088-821-8081

宿毛市総合防災訓練の開催

南海トラフ地震を想定し、ヘリコプターやボートを使用した救助・救出訓練など発災後の対策訓練を実施します。また、会場では地元食品の販売等の様々な催しも開催します。ぜひ、お誘いあわせのうえ、お越しください。※災害の発生または恐れのある場合は、中止となる場合があります。



日時 9月2日(日) 9時～12時 **場所** 宿毛湾港新港岸壁ほか

問 危機管理課 ☎ 63-0951

家具転倒防止器具等の取付補助

大地震が発生した時の死亡やケガの原因の多くは屋内にある家具などの転倒や落下によるものといわれています。また、大地震発生後に予想される津波から迅速に避難するためには、まず、揺れによる被害から身を守らなければなりません。

宿毛市では、家具転倒による被害を最小限に抑え、迅速な避難ができるよう、家具転倒防止器具等を自力で設置することが困難な世帯を対象に取り付けの補助を行っていますので、ぜひご活用ください。

※器具の購入については、自己負担となります。

問 危機管理課 ☎ 63-0951

今こそ防災アプリの登録

携帯電話(フィーチャーフォン)・スマートフォンに「宿毛市防災アプリ」を登録すると、宿毛市から災害情報や火災情報などを迅速に受信することができます。右のQRコードを読み取り、ご登録ください。詳しくは宿毛市ホームページ(<http://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-30/p010904.html>)をご覧ください。



問 危機管理課 ☎ 63-0951

違反広告物の一斉除却

9月1日(土)から9月10日(月)までは「屋外広告物適正化旬間」です。この間、屋外広告物のルールを知っていただくための普及・啓発活動を行うとともに、**9月6日(木)**には、電柱や信号機、道路標識、ガードレールなどに貼られた「はり紙」「はり札」や「立て看板」など条例に違反している屋外広告物の県内一斉除却・指導の作業を行います。美しい街並みのためには、皆様のご理解とご協力が必要です。よろしくお願ひします。

【屋外広告物の広告主および広告業者の皆さんへ】

広告を出されるときは、最寄りの土木事務所(注意:高知市内は高知市役所)までお問い合わせください。また、県内で営業を行う場合は、登録が必要です。

開催日 9月6日(木)

屋外広告物の主なルール

- 第一種・第二種低層住居専用地域、高速自動車国道、河川区域、都市公園などには広告が出せません。
- 橋、トンネル、信号機、火災報知器、郵便ポスト、道路標識、ガードレール、街路樹などには掲出できません。
- 都市計画区域、国道および一部の県道等の両側100m以内の区域などで広告を出すときは、許可が必要です。
- 県内で営業を行う場合は、登録が必要です。未登録や、違反業者は条例によって罰せられます。

問 幡多土木事務所維持管理課 ☎ 0880-34-5292

ブロック塀を点検しましょう

6月18日(月)に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊により痛ましい死亡事故が occurred。ブロック塀の安全対策のためチェックポイントを参考に、塀の所有者の方は安全点検に取り組むようにお願いします。また、避難道に面した危険性のあるブロック塀の撤去等には補助金制度(上限20万5,000円)もありますので、ご活用ください。

点検チェックポイント

次の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で①～⑥をチェックし、1つでも不適合がある場合や分からないことがあれば、お問い合わせください。

ブロック塀の場合

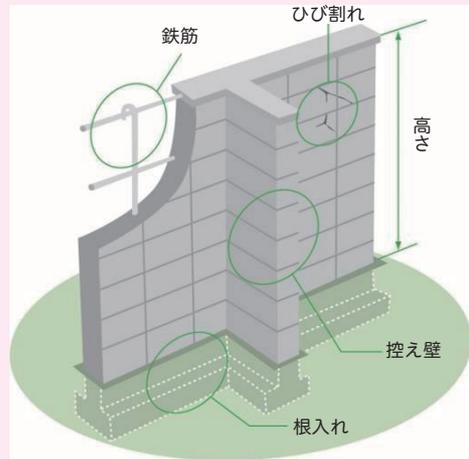
- ①塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ②塀の厚さは10cm以上か。
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ③塀の高さが1.2m超の場合、塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上の突出した控え壁があるか。
- ④コンクリートの基礎があるか。
- ⑤塀に傾き、ひび割れはないか。
- ⑥塀に鉄筋が入っているか。

専門家に相談しましょう

- 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- 基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- ①塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ②塀の厚さは十分か。
- ③塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ④基礎があるか。
- ⑤塀に傾き、ひび割れはないか。
- ⑥基礎の根入れ深さは20cm以上か。



問 危機管理課 ☎ 63-0951

消防水利付近への駐車はやめましょう

消防水利とは

火災鎮圧のために不可欠な消防水利には消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、海等の自然水利があります。

※消火栓および防火水槽鉄蓋は、その周囲を黄色で塗装しています。



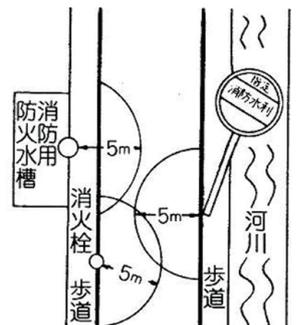
防火水槽



消火栓

道路交通法では、消防水利や水利標識の周囲への駐車が禁止されています。これは、消防隊がいつでも消防水利を有効に活用できるようにするためです。具体的な駐車禁止の範囲は、次のとおりです。

- 消火栓から5m以内の部分
- 防火水槽の吸水口もしくは吸管投入口から5m以内の部分
- 防火水槽の側端またはこれらの道路に接する出入り口から5m以内の部分
- 指定消防水利の標識が設置されている位置から5m以内の部分
- 消防用機械器具の置場(消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等)の側端またはこれらの道路に接する出入口から5m以内の部分



違法な駐車は、一刻を争う消防活動の障害となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問 宿毛消防署 ☎ 63-3111(代表) ☎ 63-3300(火災・災害用) FAX 63-3396

第23回 宿毛市オールドパワー文化展作品募集

60歳以上の芸術愛好者の発表の場です。自分の作品を多くの方に鑑賞してもらいませんか。申込書、開催要項が必要な方は宿毛市ホームページからダウンロードするか、中央公民館までお問い合わせください。

部門	出品点数	出品規格	備考
工芸	3点以内	縦・横・高さ2m以内（重量40kg以内）	
日本画・洋画等	3点以内	4号以上、額装を含めて 縦1.8m・横1.8m以内	額装のこと
書道	3点以内	額装を含めて、縦2.43m・横2.43m以内	表装または額装のこと
写真	3点以内	カラー、白黒の区別なく、単写真または組写真 パネルを含めて30cm×40cm以上、70cm×92cm以内	フィルム・デジタルカメラを問わない
俳句・短歌・川柳等	5点以内	色紙または短冊を使用	額装または短冊掛

期間 10月19日（金）～10月21日（日）

場所 宿毛文教センター

作品搬入 10月17日（水）9時～15時 ※持参に限る

応募資格

宿毛市出身者および在住で、搬入当日満60歳以上の方

出品料 無料

主催 宿毛市教育委員会・宿毛市老人クラブ連合会・宿毛市文化協会

※次のものは出品することができません。

- ①他の迷惑、危害を及ぼす恐れのあるもの
- ②これまでの宿毛市オールドパワー文化展に出品したもの
- ③製作後、5年を経たもの
- ④風致に害があると認められるもの

問 中央公民館 ☎ 63-2618

坂本図書館新刊コーナー

（内容紹介は、㈱図書館流通センター TRC MARC より）

●へんしんたんてい



あきやまただし 作・絵
金の星社

どんな問題も解決する、へんしんたんてい登場。ロダンの彫刻がなくなった！さて、どこにあるのかな？声に出して繰り返し読みとみるといろんなものが変身しちゃう、不思議な言葉あそび絵本。見返しにおまけあり。

●噛みあわない会話と、ある過去について



辻村深月 著
講談社

“男を感じさせない男友達”ナベちゃんが結婚するという。大学時代の仲間が集まった席で紹介されたナベちゃんの婚約者は、ふるまいも発言も、どこかズレている…。「ナベちゃんのヨメ」ほか、全4作の切れ味鋭い短編を収録。

●うさぎのマリーのフルーツパーラー

小手鞠るい 作 / 永田萌 絵 / 講談社

●真夜中の子供

辻仁成 著 / 河出書房新社

●しっぽがない！ —コアラとヒトのしっぽのなぞ—

犬塚則久 文 / 大島裕子 絵 / 福音館書店

●贗作

ドミニク・スミス 著 / 茂木健 訳 / 東京創元社

市営定期船臨時便運航

沖の島定期航路では、次の期間、定期便の1便と2便の間に臨時便を運航します。帰省やレジャーにご利用ください。

臨時便運航期間

8月11日（土・祝）～

8月17日（金）

	片島	母島	弘瀬	鵜来島	片島
1便発着時刻	7:00	8:35	8:20	7:50	9:25
臨時便発着時刻	10:40	11:30	11:45	-	12:50
2便発着時刻	14:30	15:20	15:35	16:05	16:55

※1便は、片島を出発して、鵜来島、弘瀬、母島、片島の順で着きます。臨時便は、鵜来島には寄港しません。

2便は、母島、弘瀬、鵜来島、片島の順で着きます。

問 企画課離島振興係 ☎ 63-1118

後納制度の終了が近づいています。

平成 27 年 10 月から平成 30 年 9 月までの 3 年間に限って、過去 5 年以内に納め忘れた国民年金保険料を納めることができる「後納制度」があります。詳しくは幡多年金事務所へお問い合わせください。

※過去 5 年とは、申し込みをする月前 5 年以内の期間のことです。

※過去 3 年度以前の保険料には当時の保険料額に加算額が付いた金額を納付していただくこととなります。免除を受けている期間は対象になりません。(一部免除の承認を受けた期間で、残り部分を納付せず未納になっている期間は後納の対象です。)

後納制度で保険料を納付するメリット

- 現時点で受給資格のない方でも、不足している期間の保険料を納めることで受給資格を得られる可能性があります。
- 将来受け取る年金額が増額します。(1 カ月分の後納により増額する老齢基礎年金は、年額で 1,624 円ほどです。)

後納制度を利用できる方

- ① 20 歳以上 60 歳未満で、過去 5 年以内に納め忘れや未加入の期間がある方。
- ② 60 歳以上 65 歳未満で、①の期間のほか、任意加入中に納め忘れの期間がある方。
- ③ 65 歳以上で、老齢年金の受給資格がない方。

※後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

※60 歳以上で、老齢基礎年金を受取っている方は後納制度を利用することができません。

※申し込みをしていただいてから、後納保険料の納付が可能な期間について、日本年金機構が審査を行い、その結果をお知らせします。審査には時間がかかるため、申し込んだ月分からの納付ができない場合もあります。ご了承ください。結果通知や納付書は日本年金機構から送付されます。納付書が届いたらもっとも古い期間分から金融機関またはコンビニで納めてください。市役所や年金事務所での納めることはできません。

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616(自動音声案内)

日本年金機構幡多年金事務所による

年金相談

問 市民課年金係 ☎ 63-1112

日時 8月21日(火)
10時～12時、13時～15時

場所 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係

受付時間 8時30分～

予約 相談には**予約が必要**です。ご予約はお早めに。

- 必要なもの**
- 年金手帳や年金証書
 - 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
 - 認め印 ●本人確認ができるもの

- 代理人の場合**
- 委任状
 - 委任した本人と、代理人の本人確認ができるもの
- ※詳細については、予約の際にお尋ねください。

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
8	26(日)	市役所税務課	9:00～17:00
※お昼休みも納付できます。			
夜間市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
8	9(木)	市役所税務課	17:15～19:00
	23(木)		

市県民税 2期
国民健康保険税 2期
介護保険料 2期
後期高齢者医療保険料 2期

8 / 31 (金)

納期限

高知けいば
パルス宿毛

8月 4・5・18・19・25・26

9月 1・2・8・9・16・17
23・24・29・30

(HP) <http://www.keiba.or.jp>
(i-mode) <http://www.keiba.or.jp/i/>

後期高齢者医療制度または国民健康保険に加入の方へ

一部負担金限度額認定証と入院時の食事代減額認定証

●一部負担金

【70歳以上の方（後期高齢者医療制度加入者含む）】

住民税非課税世帯の方および現役並み所得者（※）I・IIの方は限度額認定証の交付を受け、医療機関に提示することで、窓口での支払いが限度額までとなります。なお、8月から限度額が一部変更となります。《表1》

※現役並み所得者（3割負担の方）のうちI・IIに該当する方は、平成30年8月から新たに限度額認定証の交付対象となりますので、必要な場合は申請手続きをしてください。

【69歳以下の方】

限度額認定証の交付を受け、医療機関に提示することで、窓口での支払いが限度額までとなります。《表2》

●入院時の食事代

入院時の食事代は、医療費とは別に1食460円必要ですが、住民税非課税世帯の方は、減額認定証の交付を受け、医療機関に提示することで、食事代が減額されます。《表3》

※減額認定証を提示せずに、医療機関の窓口で食事代を支払われた場合、原則として、食事代の差額はお返しできないこととなっています。

認定証の更新手続

各認定証の有効期限は7月31日までです。国民健康保険加入の方は、更新、新規とも申請が必要です。**引き続き認定を受ける場合には8月中に更新手続きをしてください。**

なお、後期高齢者医療制度加入の方で、引き続き認定となる方には、保険証とともに送付しておりますので、更新手続きは必要ありません。

申請場所 市民課保険係・各支所

持参物

- 医療保険証
- 認め印
- 限度額認定証（交付を受けている方のみ）
- 減額認定証（交付を受けている方のみ）
- 90日を超える医療病棟への入院期間の分かる領収書、入院証明書など（平成29年8月～平成30年7月の入院日数が90日を超えた方のみ）

新たに限度額認定証の交付対象となります

《表1》 一部負担金限度額 [70歳以上の方（後期高齢者医療制度加入者含む）]

平成30年7月まで	外来	外来+入院
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%
一般	14,000円	57,600円
住民税非課税世帯の方		24,600円
住民税非課税世帯の方で ※区分Iに該当する世帯の方	8,000円	15,000円

※区分Iとは
 [国保加入の方] 世帯主および国保の被保険者全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費・控除額（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯。
 [後期高齢加入の方] 世帯全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費・控除額（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯。

	平成30年8月から	外来	外来+入院
現役並み所得者	現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	252,600円+	252,600円+
		(総医療費-842,000円)×1%	(総医療費-842,000円)×1%
	現役並みⅡ (課税所得380万円以上 690万円未満)	167,400円+	167,400円+
		(総医療費-558,000円)×1%	(総医療費-558,000円)×1%
	現役並みⅠ (課税所得145万円以上 380万円未満)	80,100円+	80,100円+
		(総医療費-267,000円)×1%	(総医療費-267,000円)×1%
一般		18,000円	57,600円
住民税非課税世帯の方			24,600円
住民税非課税世帯の方で ※区分Iに該当する世帯の方		8,000円	15,000円

《表2》 一部負担金限度額 [69歳以下の方]

上位所得者	ア 90万円を超える	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%
	イ 600万円を超え 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%
一般	ウ 210万円を超え 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%
	エ 210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円
	オ 住民税非課税世帯	35,400円

※ア～エの金額は、国保税の算定基礎となる基礎控除後の所得金額。

《表3》 入院時の食事代標準負担額（1食につき）

	一般	460円
住民税非課税世帯の方	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
70歳以上もしくは後期高齢者医療制度加入の方で※区分Iに該当する世帯の方		100円

問 市民課保険係 ☎ 63-1112

高齢者の熱中症予防

高齢者に注意が必要な理由

- 体内の水分量が少ない
高齢者は体内の水分量が少ない傾向にあります。
- 暑さを感じる機能が低下している
暑さやのどの渇きを感じにくくなっています。
- 生活習慣から熱中症になりやすい
「夜トイレが近くなるから水分はできるだけとらない」
「エアコンが苦手」など高齢者によくみられる生活行動は、熱中症になりやすい状態を生み出しているといえます。

熱中症予防のポイント

のどが渇く前や外出前に水分を補給するのがベストです。のどの渇きを感じないこともあるので、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょう。汗をかいて失われた塩分を補給するために、できれば塩分も摂りましょう。
屋内では、窓を開け風通しをよくし、エアコンや扇風機を上手に活用しましょう。屋外では、日傘や帽子を利用し、飲み物持参で外出しましょう。

こんな症状があったら熱中症を疑いましょう

軽い症状

- めまい ● 立ちくらみ
- 筋肉痛 ● 手足のしびれ



水分 (+ 塩分も) とってください

やや重い症状

- 頭痛 ● 吐き気・嘔吐
- 体がだるい、ぐったりする
- 虚脱感



早急に応急処置をしてください
(水分補給・からだを冷やす・涼しい場所へ移動する など)

重い症状

- 意識がない ● けいれん
- 手足が動かない ● 体温が高い



すぐに救急車を呼んでください

重症の場合は命にかかわることもあります。熱中症を防ぐためには、こまめな水分補給を心がけましょう。

問 長寿政策課予防係 ☎ 63-9112

運動と健康

有酸素運動であるウォーキングについてお伝えします。ウォーキングは特別な道具や環境を必要とせず「いつでも」「どこでも」「誰でも」行うことができる最も手軽な運動です。

効果としては、高血圧の改善や心肺機能を強め、骨を強くし、肥満の解消をします。また、脂質異常や動脈硬化、糖尿病などの数値が改善し、病気を予防する効果ももっています。

ウォーキングを10分するだけでも健康寿命をのばせます。10分運動をすることから始めてみませんか。興味がある方はぜひご参加ください。

宿毛健康フェス2018 in 芳奈

- 日時** 9月9日(日)(終了予定:11時30分)
- 受付時間** 9時~9時30分
- 場所** 宿毛市総合運動公園 市民体育館
- 参加費** 無料
- 申込方法** 電話
(土・日・祝日を除く8時30分~17時15分)
- 内容** 正しいラジオ体操・ウォーキングの仕方・血液サラサラ測定・血管年齢測定

- 講師** 成田 江里 さん(日本ウォーキング協会公認指導員・ラジオ体操公認指導員)
- 定員** 50名程度
- 持参物** 水分補給できるもの・動きやすい服装・運動靴・あれば室内履きの靴

ヘルシーポイントシール4枚配布・健康パスポート当日発行も実施します。



問 健康推進課健康指導係 ☎ 63-1113

ママかふえ

妊娠中は、赤ちゃんの成長と共に嬉しいことや楽しみなことがいっぱい。

…でも、不安や心配なこともたくさん。出産後は、これからの子育てで嬉しさ半分、大変さ半分。赤ちゃんのちょっとしたしぐさに癒され、喜びにあふれる反面、これでいいのかな？これで大丈夫？ミルク足りてるかな？など、次から次へと考えることがでてきます。これから一緒に子育てをしていく仲間づくりをはじめませんか。

- 時間** 13時30分～14時30分
- 場所** 地域子育て支援センター（すくすくひろば）
- 持参物** 母子健康手帳
- 対象** ●母子健康手帳を交付された妊婦さん
●産後から3か月までの産婦さん
- 申込** 不要

内容	開催日（全て水曜日に実施）
●ベビーフードってどんなもの？ ●ママの強い味方を紹介します！～ふれあい保育について～	平成30年8月29日 平成31年1月23日
●子育てのワザ、伝えます（キャラクターを描こう） ●ママの強い味方を紹介します！～ぼすいさんについて～	平成30年9月26日 平成31年2月20日
●いろいろなミルクの種類、見てみよう！ ●ママの強い味方を紹介します！～宿毛まちのえき 林邸について～	平成30年10月31日 平成31年3月27日
●おむつのテープ式、はくタイプの違いは？ ●ママの強い味方を紹介します！～児童館について～	平成30年11月21日
●子育てのワザ、伝えます（折り紙で遊ぼう） ●ママの強い味方を紹介します！～あったかふれあいセンターについて～	平成30年12月26日

問 健康推進課子育て世代包括支援センター ☎63-1113

児童扶養手当現況届の提出

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に現況届を提出し、受給資格の審査を受けることになっています。

この届出がないと8月分以降の児童扶養手当の受給ができなくなりますので、必ず手続きをしてください。また、対象となる人には、「現況届のお知らせ」を送付しています。

- 受付期間** 8月1日（水）～8月31日（金）
（土・日・祝日を除く）
- 持参物** ●児童扶養手当証書 ●現況届
●養育費等に関する申告書 ●認め印
- 提出場所** 福祉事務所子育て推進係
- その他** 受給者によっては、各種必要書類を別に提出していただく場合があります。また、手当の支給開始の初日から起算して5年経過した方などは、一部支給停止適用除外事由届出が必要となります。対象者には書類を6月に送付していますので、現況届提出時に同時に提出してください。

問 福祉事務所子育て推進係 ☎63-1114

南ブロック母子保健推進員から

おしゃべりひろば ～お友だちと一緒に遊びませんか～

「おしゃべりひろば」は、乳幼児をもつ親とそのお子さんが気軽につどい交流できる場です。

お母さん同士でお友だちをつくったり、子育ての悩みや気持ちをわかちあいませんか。少しの時間楽しいひとときを過ごしましょう！おじいちゃん、おばあちゃんも一緒にどうぞ。



- 日時** 9月3日（月）10時～12時
- 場所** 小筑紫老人憩の家
- 対象** 妊婦・乳幼児と保護者、祖父母
- 申込** 不要

※建物正面に駐車スペースがあります。

問 健康推進課健康指導係 ☎63-1113

献血バスがやってきます

赤十字血液センターでは、輸血を受ける方の安全性をより向上させるため、400ml 献血の推進にご協力をいただいております。皆さんの善意の申し出に、お応えできないことも生じるとは思いますが、状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。



月 日	実施場所	受付時間
9月4日(火)	大井田病院	16:00～17:30
9月5日(水)	C K D シコク精工株式会社	9:00～11:00
	新日電熱工業株式会社	13:00～14:30
	筒井病院	15:30～17:00
9月6日(木)	J A 高知はた宿毛支所	9:00～10:30
	フジ宿毛店	12:30～15:30

問 健康推進課保健衛生係 ☎ 63-1113

第45回幡多ふれあい医療公開講座

日時 9月9日(日)13時30分～16時 (開場:13時)

場所 黒潮町大方あかつき館(黒潮町入野6931番地3)

参加費 無料(どなたでも参加できます。)

※この講座は高知家健康パスポート事業対象講座です。

主催 幡多けんみん病院

後援 四万十市・土佐清水市・黒潮町・大月町・三原村・宿毛市・幡多福祉保健所・幡多医師会・高知新聞社・RKC高知放送

内容

講演1 たばこの罣

講師:高知大学医学部附属病院 北村 聡子 医師

講演2 自分や家族の終末期を考える

講師:函南病院がん看護専門看護師 弘末 美佐 さん

申込 不要

問 幡多けんみん病院 ☎ 66-2222

飼い主の責任、果たしていますか？

～動物を飼っている、または飼うことを検討している皆さんへ～

「動物の愛護及び管理に関する法律」第7条に
飼い主の責務が明記されています

- ①「動物の健康及び安全の保持と迷惑防止」
- ②「病気の知識と予防」
- ③「逸走の防止」
- ④「終生飼養(動物がその命を終えるまで適切に飼うこと)」
- ⑤「繁殖制限(動物がみだりに増えて適切に飼養できなくならないよう、不妊・去勢手術をするよう努めること)」
- ⑥「身元表示(首輪や迷子札、マイクロチップなどをつけること)」

飼っている動物の責任はすべて飼い主にあることを忘れず、適切に動物を飼ってください。また、これから動物を飼うことを検討している方はその動物に対して、左の6つの責務を負うことができるか考えてから、家族がいる方は家族としっかり話し合ってから飼う決断をしてください。

※飼わないという決断も「飼おうとする動物の命に責任を持つ」ことにつながります。

問 健康推進課保健衛生係 ☎ 63-1113



狂犬病予防注射を済ませていない 飼い主の皆さまへ

生後3カ月以上の犬は狂犬病予防法により、市町村役場で登録手続き(犬の生涯で1回)と毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

宿毛市が実施する平成30年度狂犬病予防集合注射の全日程は終了しましたが、動物病院ではまだ狂犬病予防注射を受けることができますので、飼い犬に予防注射を受けさせてください。動物病院での予防注射実施期間は、直接、動物病院へのお問い合わせください。

問 健康推進課保健衛生係 ☎ 63-1113



母子保健

乳児健康診査 対象児に個人通知します

日	場 所	受 付 時 間
21 金	宿毛市総合社会福祉センター	9:15～9:35

1歳6か月児健康診査 対象児に個人通知します

日	場 所	受 付 時 間
14 金	宿毛文教センター	9:15～10:15

赤ちゃん広場

日	場 所	実 施 時 間
6 木	東平コミュニティーセンター	9:30～11:30
19 水	地域子育て支援センター	9:30～11:30
25 火	宿毛市総合社会福祉センター	9:30～11:30

成人保健

肺がんおよび結核検診

日	場 所	受 付 時 間
3 月	ポピンズアリタ(西町)	9:30～10:30
	幡多健診センター	13:30～14:30
10 月	宿毛文教センター	17:30～18:00

各種検診の結果

次の実施日までの集団検診について、精密検査が必要な方には通知が完了しています。

検 診	日 程
肺がんおよび結核検診	6月1日(金)
胃がん検診	6月1日(金)
大腸がん検診	6月7日(木) 回収分
前立腺がん検診	6月1日(金)

【セット健診】特定健康診査・各種がん検診

※各健診とも、単独での受診が可能です。

日	場 所	肺がん検診および結核検診	特定健康診査／前立腺がん検診／大腸がん検診
10 月	宿毛文教センター	17:30～18:00	18:00～19:00

心の健康相談

保健師による電話相談・面接相談を随時お受けしています。保健所では、相談内容により、精神科嘱託医の相談も行っています。

相談窓口

- 宿毛市健康推進課 健康指導係 ☎63-1113
- お酒の悩みごと相談
- 高知県幡多福祉保健所 健康障害課 精神保健福祉担当 ☎0880-34-5124 (直通) ☎0880-35-5979
- 幡多断酒会 大江 拓 ☎090-1173-4672

精神科嘱託医による相談 ※2週間前までに予約が必要です。

8月9日(木)、10月11日(木)、12月13日(木)

申 高知県幡多福祉保健所健康障害課 ☎0880-35-5979

統計調査

平成30年住宅・土地統計調査～10月1日調査期日で行います～

総務省統計局(高知県宿毛市)では10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国370万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。調査期間中、統計調査員が調査書類を配布いたします。回答は、インターネットまたは紙の調査票でお願いします。

申 企画課 ☎63-1118

水道メーター取り替え

平成23年度に製造した量水器(例:A23-〇〇〇)の取り替えを行っています。取り替え作業中は水道が使用できません。ご不在の場合でも、可能な場合は施工させていただきます。申 水道課 ☎63-3552

「平成30年7月豪雨」関連の行政情報・支援情報掲載のため、今月は次のコーナーをお休みします。

- すくすくもっと
- はなちゃんクイズ
- SKM(Sukumo Kids Museum)→9月号へ掲載

申 企画課 ☎63-1118

8月の行事予定

日	曜	内 容	時間	場 所	問い合わせ先	
1	水	子ども陶芸教室	13:30	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618	
		夏休みスポーツ教室 バドミントン	13:30	和田体育館	総合運動公園 ☎ 66-1467	
2	木	夏休みスポーツ教室 バスケットボール	15:00	和田体育館	総合運動公園 ☎ 66-1467	
3	金	移動相談（ひとり親家族対象）	10:00 13:00	市役所	ひとり親家庭等就業・自立支援センター ☎ 088-875-2500	
4	土	親子ものづくり体験講座	9:00	高知県立宿毛工業高等学校	高知県立宿毛工業高等学校 ☎ 66-0346	
		第8回宿毛市長杯ミニバスケットボール大会 2018（～5日）	10:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467	
		子ども絵手紙教室	14:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618	
5	日	夏のアドベンチャー「カヌー in 松田川」	9:00	松田川親水公園～咸陽島	総合運動公園 ☎ 66-1467	
		第60回 宿毛市人権教育研究大会	開会行事	9:30	宿毛市総合社会福祉センター	生涯学習課 ☎ 63-3394
			講演会	10:00	宿毛市総合社会福祉センター	生涯学習課 ☎ 63-3394
			分科会	13:30	宿毛市総合社会福祉センター ほか	生涯学習課 ☎ 63-3394
		親子で調べよう川の生きもの～全国水生生物調査に参加しよう！～	10:00	橋上中学校 体育館	環境課 ☎ 63-1697	
6	月	夏休みスポーツ教室 バレーボール	13:30	和田体育館	総合運動公園 ☎ 66-1467	
		夏休みスポーツ教室 バドミントン	13:30	和田体育館	総合運動公園 ☎ 66-1467	
8	水	ビジネススキル研修 第1回 「キャッシュ・フローで経営を見る①」	13:30	市役所	商工観光課 ☎ 63-1119	
		ビジネススキル研修 第2回 「キャッシュ・フローで経営を見る②」	15:20	市役所	商工観光課 ☎ 63-1119	
		夏休みスポーツ教室 バスケットボール	15:00	和田体育館	総合運動公園 ☎ 66-1467	
9	木	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税務課 ☎ 63-1115	
11	土・祝	すくも森林塾 開講式・小型車両系建設機械研修（～12日）	9:00	市役所第三会議室 旧田ノ浦小学校グラウンド	産業振興課 ☎ 63-1117	
		第16回だるま夕日宿毛カップ陸上競技大会	10:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467	
		高知県立宿毛高等学校同窓会	18:00	スワロー会館	宿毛高等学校同窓会事務局 ☎ 63-2164	
13	月	母島花火大会	20:00	母島港	沖の島支所 ☎ 69-1001	
14	火	写真展「幡多の野鳥 2018」（～20日）	9:00	宿毛文教センター	高知野鳥の会 会長 有田 修大 ☎ 64-0140	
		弘瀬花火大会	20:00	弘瀬港	沖の島支所 ☎ 69-1001	
16	木	野菜祭り「ヤーサイ」	18:00	藤林寺（平田町戸内）	黒川地区長 ☎ 66-1051	
18	土	四季折々を体験しよう！「組子細工づくり」	10:00	宿毛まちのえき 林邸	ワールドスマイル ☎ 090-5910-0989	
		こども食堂 ゆめ	12:00	宿毛まちのえき 林邸	こども食堂 ゆめ ☎ 090-5146-7529	
19	日	救命講習会	9:00	宿毛消防署	宿毛消防署 ☎ 63-3111	
		西南リーグソフトボール大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467	
20	月	子ども将棋教室（～22日）	10:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618	
		第4回きびなごフォーラム（中学生による防災に関する討論会）	13:30	宿毛文教センター	青少年育成センター ☎ 63-4197	
		夏休みスポーツ教室 バレーボール	13:30	和田体育館	総合運動公園 ☎ 66-1467	
21	火	出張年金相談	10:00 13:00	市役所（市民課で受付）	市民課 ☎ 63-1112	
		夏休みスポーツ教室 バドミントン	13:30	和田体育館	総合運動公園 ☎ 66-1467	
23	木	夏休みスポーツ教室 バスケットボール	15:00	和田体育館	総合運動公園 ☎ 66-1467	
		夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税務課 ☎ 63-1115	
24	金	第17回本町通りふれあい夜市	17:30	愛媛銀行宿毛支店周辺	本町通り活性化クラブ ☎ 63-2206	
25	土	すくも森林塾 チェーンソー研修（～26日）	9:00	市役所第三会議室 （株）グリーン・エネルギー研究所	産業振興課 ☎ 63-1117	
		お魚料理教室	10:00	宿毛文教センター	産業振興課 ☎ 63-1117	
		高知県中学校バレーボール秋季選手権大会	10:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467	
		平成30年度 高知県高等学校男女ソフトボール夏季大会（～26日） 第48回高知県高等学校男女ソフトボール選手権宿毛大会（～26日）	10:00	宿毛市総合運動公園 東部グラウンド	総合運動公園 ☎ 66-1467	
		宿毛FC少年サッカー夏季大会4年（～26日）	10:15	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467	
		高知で恋しよ！！マッチング スペシャル出張登録会	13:00	宿毛文教センター	こうち出会いサポートセンター ☎ 088-821-8081	
26	日	休日市税納付窓口開設日	9:00	市役所税務課	税務課 ☎ 63-1115	
		親子料理教室	10:00	宿毛文教センター	健康推進課 ☎ 63-1113	
		移住者交流会 ～咸陽島公園でスイカ割り～	14:00	宿毛まちのえき 林邸（集合）	はたモジャモジャ交流会事務局 ☎ 090-9340-6279	
		第3回中長距離記録会（陸上）	17:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467	
27	月	夏休みスポーツ教室 バレーボール	13:30	和田体育館	総合運動公園 ☎ 66-1467	
28	火	1日行政相談所	13:00	宿毛文教センター	総務課 ☎ 63-0948	
		第1回宿毛の歴史講座「大江卓とキダー」	15:30	宿毛まちのえき 林邸	歴史館 ☎ 63-5496	
29	水	宿毛文教センター愛館日	8:30	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618	
		ママかふえ	13:30	地域子育て支援センター	健康推進課 ☎ 63-1113	
		夏休みスポーツ教室 バドミントン	13:30	和田体育館	総合運動公園 ☎ 66-1467	
30	木	夏休みスポーツ教室 バスケットボール	15:00	和田体育館	総合運動公園 ☎ 66-1467	

市民祭宿毛まつり 2018

10月6日(土) 宿毛まちのえき林邸

イベント 歌謡フェスティバル・こんぴら男・舞踊パレード他

10月7日(日) 海風公園(高砂)

イベント 花火大会・少年相撲大会・ステージイベント・
クリーンキャンペーン他

10月8日(月・祝)

イベント スポーツ大会・クリーンキャンペーン

参加者・参加チーム募集

こんぴら男

金刀比羅宮に一番早く到着した者が「こんぴら男」になります。

申込締切日 10月1日(月)

High School Mosh 2018

高校生バンドフェス! 持ち時間15分で日ごろの練習の成果を披露して
ませんか。 申込締切 9月15日(土)

舞踊パレード

参加人数1団体30名以上(参加団体への助成あり)

申込締切日 8月24日(金)

パレード申込 市民祭宿毛まつり実行委員会舞踊パレード担当(商工観光課)
☎63-1119(土・日・祝日を除く8時30分~17時15分)

問 市民祭宿毛まつり実行委員会事務局((公社)宿毛青年会議所内) ☎63-3484(月~金曜日10時~15時)



協賛券販売中

豪華景品が抽選で当たる協賛券を販売しています。

- 販売価格 1枚1,000円
- 販売場所 商工観光課・宿毛商工会議所
(一社)宿毛市観光協会
- 抽選日 10月7日(日)

問 市民祭宿毛まつり実行委員会事務局
((公社)宿毛青年会議所内)
☎63-3484(月~金曜日10時~15時)

すくも音楽祭 2018

—国内外で活躍する打楽器奏者による演奏—

10月14日(日) 宿毛小学校体育館

開場 13時30分 開演 14時~

入場料

大人500円 学生(18歳以下)無料

演奏者

マリンバ:市川みどり ピアノ:宮本小菜実
ドラム:市川心之輔 スティールパン:伊澤陽一
ラテンパーカッション:菅原紀人・小川岳史
トワイライト・エクスプレス

プログラム

ウィリアムテル序曲
ハンガリア舞曲第5番
子犬のワルツ
きらきら星変奏曲
シングシングシング 他

チケット販売 「すくも音楽祭」実行委員会 / 南海楽器 / 宿毛文教センター内生涯学習課(土・日・祝日を除く8時30分~17時15分)

主催:「すくも音楽祭」実行委員会 共催:トワイライト・エクスプレス 後援:宿毛市・宿毛市教育委員会

問 「すくも音楽祭」実行委員会 代表 松田五月 ☎63-5400 ☎090-5275-6458